

e-Noteless 利用者 各位

みずほ信託銀行株式会社

「特定記録機関変更記録」の取扱開始 ならびに 「e-Noteless 利用規約」等の一部改定 について

2017年4月1日施行の改正電子記録債権法において、異なる電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするための「記録機関変更記録」の手續等が規定されました。

みずほ信託銀行では、相応の準備期間を確保するため、改正法施行時点では「記録機関変更記録」は取扱わないこととする旨をホームページにてお知らせしておりましたが、このたび2019年7月8日より、後記1.の内容にて「特定記録機関変更記録」としての取扱いを開始いたします。

またあわせて、同日付で後記2. のとおり「e-Noteless 利用規約」「債権者利用者に関する特約」「譲受人利用者に関する特約」を改定いたしますのでお知らせいたします。

## 1. 「特定記録機関変更記録」の概要

- (1) 「特定記録機関変更記録」とは、みずほ電子債権記録株式会社に記録されている電子記録債権（所定の適格要件を全て満たすものに限り）を、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の電子記録債権に変更するために行う記録を指します。なお、「でんさいネットの電子記録債権」を「みずほ電子債権記録株式会社の電子記録債権」に変更することはできません。

### 《対象となる電子記録債権の主な適格要件》

- ・債務者利用者が、「債務者としての『債権者請求方式』による利用」が可能な契約をみずほ銀行と締結していること
- ・債権者利用者が、「債権者としての『債権者請求方式』による利用」が可能な契約をでんさいネット参加金融機関と締結していること
- ・書面提出日から変更希望日までの日数が11営業日以上であること
- ・変更希望日から支払期日までの日数が8営業日以上であること
- ・債権者利用者から当行宛に分割記録および譲渡記録の請求委託（全額・一部資金化/全額・一部取引先への譲渡）がないこと
- ・連帯債務者が設定されていないこと

- (2) 特定記録機関変更記録の利用を希望する利用者は、対象の電子記録債権ごとに、債権者利用者および債務者利用者から当行所定の様式にて特定記録機関変更記録の利用を申込み必要がございます。また、利用にあたっては次の点にご留意下さい。

- ① 特定記録機関変更記録を利用いただける債権は上記《対象となる電子記録債権の主な適格要件》を充たす必要がございます。
- ② 希望する利用者（債権者利用者）に取扱手数料をご請求させていただきます（1 債権あたり5,000円。消費税・振込手数料別途）。詳しくは本紙末尾記載の〈ご照会窓口〉までご照会ください。

## 2. 「e-Noteless 利用規約」等の改定の概要

(詳細は別紙「e-Noteless 利用規約等新旧対照表」をご参照ください)

### (1) e-Noteless 利用規約

条項等	改定の概要
第 12 条 2 項、第 16 条 1 項 8 号、第 40 条の 2、別添 1(39)、(46)、別添 2 1⑦	「特定記録機関変更記録」の取扱開始に伴い追加
第 3 条 4 項、5 項、第 4 条 3 項	Noteless(一括支払信託)の商品終了に伴い削除
第 5 条 6 項	<民法改正対応>隔地者間の契約成立時点が到達時に変更となることを反映
第 6 条 5 項 6 号、7 号	当行からの利用資格喪失通知書の送付省略対象に、債務者利用者(支払企業)が利用資格喪失した場合における債権者利用者(仕入先)および債権者利用者または譲受人利用者(いずれもまわし元)が利用資格喪失した場合における譲受人利用者(まわし先)を追加
第 7 条 4 項、第 8 条 5 項	当行が特に必要と認める場合、利用者の有する利用資格における電子記録の相手方となる利用者および e-Noteless 番号を変更する場合があることを追加
第 11 条 2 項 3 号	利用契約を解約することができる事由として、利用者の解散を追加
第 34 条	支払期日に、決済銀行が債務者(支払企業)の確認を得たうえで債権者(仕入先)の届出上とは別の口座に振込を行った場合、当行に対する支払等記録請求委託があったと見なす旨を追加
第 53 条の 2	<民法改正対応>再委託についての条項を追加
58 条の 2	e-Noteless サービス取扱時間および緊急時の取扱を明記

### (2) 債権者利用者に関する特約

条項等	改定の概要
第 2 条 5 項	Noteless(一括支払信託)の商品終了に伴い削除

### (3) 譲受人利用者に関する特約

条項等	改定の概要
第 2 条 3 項	Noteless(一括支払信託)の商品終了に伴い削除

なお、電子債権記録機関であるみずほ電子債権記録株式会社の業務規程についても、「特定記録機関変更記録」の取扱開始等に伴う改定がございます。

具体的な改定内容につきましては、下記のみずほ電子債権記録株式会社のホームページをご参照ください。

URL:<http://www.mizuho-er.co.jp/news/index.html>

ご不明点は下記ご照会窓口までお願いいたします。

<ご照会窓口>

みずほ信託銀行 トラスト事務センター

電話:03-6740-2720 (銀行営業日 9:00~17:00)